



彩の国くらしレポート

埼玉県

実在する大手企業を名乗る勧誘に注意

名義を貸したら、賠償金を請求された

Fさんのケース(70歳代 女性)

ある日、一人暮らしのFさん宅にX証券会社を名乗る女性から電話があり「省庁発行の大手企業Z社の社債購入の権利がある人物名簿に、あなたの名前が載っている。私どもでZ社の社債を買いたいので、名義を貸してほしい」と言った。

X証券会社もZ社も実在する大手企業だし、省庁も関係しているようだから問題ないだろうと思い、了承し電話を切った。

数日後、Z社を名乗る男性から電話で「名義貸しは違法だ。損害が発生したから賠償金500万円を支払うように」と言われ、支払った。

その後、FさんはZ社の番号を調べて電話したところ、そのような社員は存在せず、社債の話もすべてうそだと分かった。

※実際にあった相談に基づき、一部修正しています。



大手企業の名前を出して、信用させようとしています!



公的機関や実在する企業・証券会社・金融機関・団体の名前をかたって消費者を信用させ、株や社債等を販売しているかのように装い、さまざまなお金を支払わせようとしています。

アドバイス

その1 業者の言うことを鵜呑みにしない。

その2 不要だ、よく分からないと思ったら、「やりません」と告げ、すぐ電話を切る。

ご注意...

一度投資被害にあうと、二次被害(「過去の損失を取り戻してあげる」と勧誘され、さらに金銭をだまし取られる被害)につながるケースもあります。

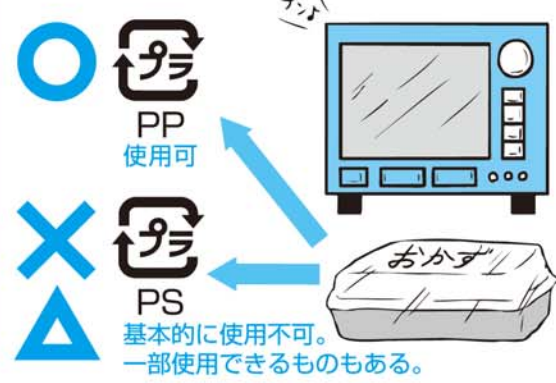
お困りの時は、

消費生活支援センターに相談してください。

その容器は大丈夫？ 電子レンジで温め

プラスチックの容器に入ったお弁当を電子レンジで温めたところ、容器が変形したという相談がありました。

電子レンジが使えないプラスチックの容器もあります。使用する場合は次の点に注意しましょう。



レンジで耐ぎまじり

電子レンジの使用が可能かどうかの表示を確認し、使用不可の場合又は表示がない場合は電子レンジの使用は控えましょう。

温めすぎると容器が変形する場合があります。レンジの出力(ワット)や加熱時間に注意しましょう。

油の多い食品を温めると高温となり、容器が変形する場合があります。耐熱性のある容器に移し替えて使用しましょう。

くらしに ちょっと役立つ

豆知識

- 熱中症患者のおよそ半数は高齢者(65歳以上)です。
- 高齢者はのどの渇きや暑さを感じにくい傾向があり、自覚がないまま重症化する恐れがあります。
- 室内でも熱中症になります。上手にエアコンを使用し、室温を調節しましょう。

熱中症 みんなで見守り 防げよう

意識して こまめな 「水分補給」と「温度調節」

消費生活の



消費者団体訴訟制度は、消費者団体が消費被害にあった多数の個人にかわって、事業者に対する差止請求(差止請求)する制度です。差止請求は、一定の要件を満たし内閣総理大臣に認定された「適格消費者団体」に限り行うことができます。適格消費者団体が差止請求する最も大きな効果は、その事業者による同じ被害の拡大を防止することです。そのためには、事業者の不当な勧誘や契約、不当表示など、消費者が身の回りで起きた被害情報を適格消費者団体に提供することが大切です。

適格消費者団体に情報提供を！ 消費者団体訴訟制度

また、個人の金銭的な被害回復のため「消費者裁判手続特例法」が公布、平成28年12月までに施行される予定であり、被害者救済の取組が行われています。

※被害情報提供先
特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
☎048(844)8972
※個別の相談は消費生活支援センターへ

埼玉県消費生活支援センター 相談窓口

川口：☎048-261-0999 川越：☎049-247-0888
春日部：☎048-734-0999 熊谷：☎048-524-0999

受付時間：9:00～16:00(月～金) ※川口は土曜日も受け付けています。(祝日・12月29日～1月3日を除く)

※お住まいの市町村の窓口も御利用ください。



彩の国くらしレポートについてご意見、ご感想、お気づきの点等ございましたら下記までお寄せください。